

指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社プラスリンクが開設するホームヘルプサービスあんじゅ（以下「事業所」という。）が行う

訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態及び要支援状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、大分市指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第61号）、「大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ホームヘルプサービスあんじゅ

(2) 所在地 大分市大字森 731 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 介護福祉士1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名 介護福祉士・実務者研修修了者(1名は常勤職員)

サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- ① 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- ④ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 原則24時間365日提供する。

(指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第6条 事業所で行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの利用料等)

第7条 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び大分市長の定める基準額とし、当該指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の実施地域を超えてから片道1キロメートル以上 100円

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡す

るとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

サービス相談窓口

電話番号：097-523-2325

担当：井上 輝

(受付時間 月・火・水・木・金・土曜日

8:30~17:30)

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症介護、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症介護に関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス）を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人の代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月25日から施行する。

ただし改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし改正規程は、平成27年11月1日から施行する。

ただし改正規程は、平成28年5月1日から施行する。

ただし改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

ただし改正規程は、令和2年6月1日から施行する。

ただし改正規程は、令和5年3月1日から施行する。

ただし改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

《所在地》 大分市大字森7 3 1 番地の1

《名 称》 ホームヘルプサービスあんじゅ

《説明者》 管理者 井上 裕子

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

《住 所》

《氏 名》 印

代理人

《住 所》

《氏 名》 印